

令和6年3月28日

報道関係者各位

広島市役所 子ども・健康スポーツ部  
子ども政策課

## 4月1日から『こども家庭センター』を設置します

改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）により、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となります。

このことを受け、広島市においても4月1日からこども家庭課内に「こども家庭センター」を設置します。

### 記

#### 1. 「こども家庭センター」設置日

令和6年4月1日（月）

#### 2. 「こども家庭センター」設置場所

分庁舎（広島市内膳町1-1-60） 2階 こども家庭課 内

※こども家庭課は令和6年度機構改革により新設。

#### 3. 「こども家庭センター」での取組

##### ① 子どもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口体制強化

保健師、助産師、家庭児童相談員、社会福祉士など多職種を配置し、相談体制の強化を実施。それぞれのご家庭が抱える育児ストレスやヤングケアラーの相談窓口として、ご家庭に寄り添った対応につなげていく。

##### ② センター長の配置

母子保健業務と児童福祉業務を集約し、全体のマネジメントを行う「センター長」を配置。

##### ③ 統括支援員の配置

母子保健業務と児童福祉業務の双方について専門的知識を有し、俯瞰して判断することができる「統括支援員」を配置。

##### ④ サポートプランの作成・支援

支援を必要とする世帯に対し、ニーズに沿った支援計画（サポートプラン）を共に考え、作成必要な支援を自らが認識するとともに、関係機関と連携し、効果的な支援につなげる。

#### <本件に関する問い合わせ先>

（3月31日まで） 子ども・健康スポーツ部 子ども政策課

広島市内膳町1-1-60 TEL:0744-47-2786（直通） 担当：西岡・竹内

（4月1日から） 子ども部 こども家庭センター（こども家庭課内）

広島市内膳町1-1-60 TEL:0744-23-8331（直通）